

# 廃業手続き

※ 令和6年4月1日以降

## 自動車運転代行業を廃業



代行業者



公安委員会

**廃業等届出書**を主たる営業所を管轄する公安委員会(警察署)に提出

- 認定を受けた者が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、該当する方が **廃業等届出書**を提出してください。

認定を受けた者が死亡した場合



同居の親族又は法定代理人が返納

法人が合併により消滅した場合



合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

※ 「廃業等届出書」はこの書式はトップメニューでダウンロードできます。



### 問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110 (内線5034)
- ・ 各警察署交通課